

薬生食輸発1112第1号  
令和3年11月12日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産生鮮トマト及び生鮮ミニトマトの検査命令免除対象輸出者の変更)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和3年11月10日付け薬生食輸発1110第1号)にて通知したところである。

今般、韓国政府から、対日輸出生鮮トマト及び生鮮ミニトマトについて、残留農薬に係る管理が適切になされているとして新規輸出者のID登録の連絡があった。また、ID登録のされた輸出業者について削除の連絡があったことから、同通知の別表17について別紙1、別表18について別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。